

海上自衛隊訓令第15号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、指揮通信開発隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月20日

防衛庁長官 中 谷 元

指揮通信開発隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 指揮通信開発隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 海上自衛隊の指揮統制システム及び通信システムの開発、改善及び維持管理（情報通信機器を利用する技術に係るものに限る。以下同じ。）に関すること（保全監査隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 指揮統制システム及び通信システムに関する教育訓練（以下「教育訓練」という。）に関すること（保全監査隊の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 前2号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（司令及び副長）

第2条 指揮通信開発隊の長は、指揮通信開発隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもって充てる。
- 3 司令は、開発隊群司令の指揮監督を受け、指揮通信開発隊の隊務を統括する。
- 4 指揮通信開発隊に、副長1人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

第3条 削除

（編制）

第4条 指揮通信開発隊に、次の4科を置く。

- 総務科
- 企画科
- システム第1科
- システム第2科

（総務科）

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。

- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指揮通信開発隊の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関すること。

(企画科)

第6条 企画科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 指揮統制システム及び通信システムの開発、改善及び維持管理についての企画及び審査に関すること。
- (2) 教育訓練の計画の作成及び実施並びに教育訓練の成果の審査に関すること。
- (3) 教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。
- (4) 指揮統制システム及び通信システムの設計に関する資料の収集整理に関すること。
- (5) 指揮統制システムの開発及び改善の実施に必要な試験を行うための装置（第7条第2号において「指揮統制システム試験装置」という。）の運用計画に関すること。

(システム第1科)

第7条 システム第1科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 指揮統制システムの開発、改善及び維持管理の計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 指揮統制システム試験装置の維持管理に関すること。

(システム第2科)

第8条 システム第2科においては、通信システムの開発、改善及び維持管理の計画の作成及び実施に関する事務をつかさどる。

(科長)

第9条 科に科長を置く。

2 科長は、司令の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、指揮通信開発隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（令和2年3月30日防衛省訓令第19号調達調整会議規則等の一部を改正する訓令）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。